

令和 8 年度ごみ処理長期広域化・集約化計画策定支援業務 公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

この要項は「令和 8 年度ごみ処理長期広域化・集約化計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領」第 4 条に定める募集要項とし、プロポーザル参加者の募集に関して必要な事項を定めるものとする。

2 公募概要

令和 8 年度ごみ処理長期広域化・集約化計画策定支援業務委託請負予定者を選定するため、以下のとおり公募型プロポーザルの募集を行う。

(1) スケジュール

内容	日程
プロポーザル実施公表	令和 8 年 6 月 23 日(火)
質問受付期間	令和 8 年 6 月 23 日(火)～29 日(月)
質問回答期限	令和 8 年 7 月 1 日(水)
参加申込書受付期間	令和 8 年 6 月 23 日(火)～7 月 1 日(水)
提案書受付期間	令和 8 年 6 月 23 日(火)～令和 8 年 7 月 6 日(月)12 時
審査(プレゼンテーションを実施する場合は、応募者に別途通知する)	令和 8 年 7 月 7 日(火)
審査結果通知	令和 8 年 7 月 8 日(水)

(2) 業務概要

別紙検討会概要及び委託業務仕様書のとおり

(3) 契約金額の上限

金 9,500,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 24 日(水)まで

3 参加資格要件

(1) 参加資格は、法人その他の団体又は個人事業主であって、次の要件全てに該当する者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと及び参加申込書提出期限の日以降において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ② 参加申込書提出期限の日以降において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和 27 年法律第 72 号)に基づくものを含

む。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- ③参加申込書提出期限の日以降において、暴力団排除条例(平成 22 年兵庫県条例第 35 条)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号)第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係がないこと。
- ④国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- ⑥本公募型プロポーザルおよびその後の委託契約において、不正または不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

4 応募書類の提出

本プロポーザルへの参加資格があると認められ、提案書の提出を希望する者は、(1)を作成の上、(2)～(3)により正本及び副本を提出するものとする。副本については、社名を黒塗りし、社名を連想させるロゴ等も使用しないこと。

(1) 提出書類

- ①プロポーザル参加申込書(様式 1)
- ②提案書(様式 3)

提案書は 1 参加者につき 1 件のみとし、次により提出すること。

項目	内容
経営状況	・会社概要等 ・過去の類似事業とノウハウの活用
業務推進体制	・業務を実施するための人員体制 ・先進事例や他府県の事例を収集するためのネットワークの状況
企画全体設計及び検討内容	・業務の目的の趣旨を十分に踏まえた本事業の全体像、日程案 ・委託業務仕様書で定めた業務内容の実施方法及び実施手法 ・長期広域化・集約化計画案の構成

【留意事項】

- ・提案は文書で簡潔に記載すること。
 - ・複数枚に及ぶ場合は各ページに通し番号を付けること。
 - ・文字は注記等を除き、原則として 11 ポイント以上の大きさとする。
 - ・多色刷りは可とするが、見易さに配慮すること。
- ③見積書(税抜価格、消費税及び地方消費税、積算内訳を記載すること)
 - ④法人の概要書(様式は任意とし、既存のものやパンフレットでも可とする)
 - ⑤直近 2 年分の損益計算書・貸借対照表の写し

(2) 受付期間(2(1)参照)

令和 8 年 6 月 23 日(火)～令和 8 年 7 月 1 日(水) 17 時(必着)
※提案書は 7 月 6 日(月) 12 時(必着)

(3) 提出方法

- ①電子メール(添付ファイルの形式は PDF ファイル、容量は 7MB 以内とする。)

②大容量ファイル転送システム（添付ファイルの形式は PDF ファイル、電子メールを併用する。）

(4) 応募書類提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
兵庫県環境部環境整備課資源循環班

(5) 質問受付

質問がある場合には質問書（様式2）を下記電子メールアドレスあてで提出すること。質問に対する回答は、2（1）の回答期限までに参加申込者あて電子メールより回答する。

ただし、直接業務に関係しない事項については回答しない。

質問書提出先：kankyousei bi ka@pref.hyogo.lg.jp

(6) その他

- ①提案書類に虚偽の内容が記載された場合、その者が提出した提案書類を無効とし、選定の対象外とする。
- ②提出された提案書類は理由の如何を問わず、返却しない。
- ③提案書類提出後の差替及び再提出は認めない。

5 選定方法

(1) 審査委員会の設置

提出のあった提案書を審査するため審査委員会を設置し、（別紙）審査方針に基づき総合的に審査し、第1位の者を候補者とする。

なお、審査委員会の内容は非公開とする。

(2) プレゼンテーション

必要に応じて、審査委員会に対するプレゼンテーションの機会を設け、併せて委員からの質疑に応答し、その内容を審査する。

①日時、場所

審査委員会が別途指示する。

②方法

パワーポイント等の資料

※プロジェクタ（HDMI ケーブル）及びスクリーンは審査委員会、PC 端末は各応募者が用意する。

③発表時間

10分程度

④留意事項

- ・事前に提出された企画提案書、プレゼンテーションはいずれも社名等を伏せて審査を行う。
- ・プレゼンテーション時に自社名を特定できる表現や発言はしないこと。

(3) 結果の通知

プレゼンテーションの実施日以降に、提案書の提出があった者全員に審査結果をメ

ール及び書面で通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

6 契約等

(1) 契約方法等

審査第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。

ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者（審査点の合計点が配点合計の60%以上を満たしている者に限る。）と協議する。

(2) その他

提案書の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

7 提出された情報の取扱い

(1) 本プロポーザルのために提出された情報については、業務委託請負予定者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

(2) 本プロポーザルのために提出された情報については、他の者に知られることのないように取り扱う。

ただし、「情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがある。

(3) 提出された書類は、業務委託請負予定者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

(4) 本プロポーザルの作成のために県において作成された資料は、県の了解なく公表、使用することはできない。

(5) 本プロポーザルの提案書に虚偽の情報を記載した場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、県各部の業者選定において選定を見合わせる可能性がある。

8 無効となるプロポーザル

以下に示すような場合は、プロポーザルを無効とする場合がある。

(1) 3に記載の参加資格要件を満たさないもの

(2) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(3) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(4) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(5) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(6) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

(7) 虚偽の内容が記載されているもの

9 その他

(1) 本プロポーザルに関して審査委員会委員と不必要な接触があった場合、当選を無効とする場合がある。

(2) 県は、当選者と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と当選者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。

(3) 提案書の著作権は、応募者に帰属する。

- (4) 提案書は応募者の選定、および提案書の選定以外に応募者に無断で使用しないものとする。
- (5) 当選した提案書を公表する場合は、事前に提出者の同意を得る。
- (6) 当選者の名称は公表する。
- (7) 応募者が応募を辞退する場合は速やかに審査委員会に申し出ること
- (8) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - ①言語 日本語
 - ②通貨 日本国通貨

令和8年度ごみ処理長期広域化・集約化計画策定支援業務
公募型プロポーザル審査方針

1 目的

「令和8年度ごみ処理長期広域化・集約化計画策定支援業務」第9条に基づく提案書の審査にあたり、公平性と合理性を確保するために審査基準を定める。

2 審査方法

(1) 審査の実施者

令和8年度ごみ処理長期広域化・集約化計画策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）

(2) 審査対象

提案書と必要に応じて実施するプレゼンテーション等

(3) プレゼンテーション

応募者から提案書の説明の他、審査委員会の質疑応答により審査する。

(4) 審査

審査委員会において、(5) 審査基準等に基づき提案書の審査を行い、最も優れた提案をした者を第1順位とする。

(5) 審査基準等

審査委員会の委員は、提案書の内容等により、別表に示す審査項目と審査基準に従い、審査項目ごとに以下の6段階評価を行う。

優れている	5点
やや優れている	4点
普通	3点
やや劣る	2点
劣る	1点
非常に劣る	0点

(6) 評価点

各審査項目の審査結果に対し、指定された加重倍率を乗じて得られた点数とする。

3 第1順位者の決定方法

(1) 委員の評価点の合計が最も高い提案者を第1順位者とする。

(2) 合計点が同点の第1順位者が複数存在する場合は、出席委員の多数決により第1順位者を決定する。それでも決しない場合は、委員長が第1順位者を決定する。

(別表)

審査基準

審査項目		審査基準	加重倍率	配点
取組の実現性	経営状況 事業実績等	<ul style="list-style-type: none"> ・会社規模、財務状況、事業実績、想定スケジュールなどから事業の執行に支障はないか。 ・本業務に関して類似の実績を有し、本業務へのノウハウの活用が期待できるか。 	3	15
業務推進体制	本業務遂行のための体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の受託者として十分な専門知識やノウハウ、企画力等を有し、業務を効果的・効率的に行うことができる能力を有しているか。 ・本業務の実施にあたり、必要なノウハウやスキル等を有する担当者が適切に配置され、確実な業務遂行が可能な体制となっているか。 	3	15
企画提案内容	企画全体設計	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的や趣旨を踏まえた全体像やコンセプトが提案されているか。 ・長期広域化・集約化計画案の作成を目標とするため仕様書に沿った内容となっているか。 	5	25
	事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・総事業費は予算規模及び提案内容に合った額であるか。 	2	10
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務仕様書で定めた内容が適切に実行できることを想定されているか。 ・委託業務仕様書で定めた内容を進めるための工夫がなされているか。 	7	35
			合計	100

令和8年度ごみ処理長期広域化・集約化計画策定支援業務委託契約書

兵庫県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、令和8年度ごみ処理長期広域化・集約化計画策定支援業務（以下「委託事務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（処理方法）

第2条 乙は、この契約、別添「令和8年度ごみ処理長期広域化・集約化計画策定支援業務委託仕様書」及び甲の指示するところに従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、委託事務を履行するものとする。

（委託期間）

第3条 この契約の期間は、 年 月 日から令和9年3月24日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）とする。

（契約保証金）

第5条 ① 乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として、金 円を納付する。〔担保を徴するときは、担保の種類及び額〕

② 甲は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条第1項第○号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（秘密の保持）

第6条 乙は、委託事務の処理に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第7条 乙は、委託事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただ

し、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、委託事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項における主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。

3 乙は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

4 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。

5 乙は、委託事務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

6 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

7 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(内容の変更等)

第10条 甲は、必要に応じて、委託事務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(著作権等の取扱い)

第11条 乙は、委託事務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、甲に無償で譲渡する。

2 乙は、委託料の中から取得した物品のうち、この契約の対価として取得したもの以外で、委託期間終了後、備品として耐用年数をとどめているものは、甲に引き継ぐものとする。

(生成AIの利用に関する保証)

第12条 乙は、委託事務を処理するに当たり、生成AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を利用する場合には、甲に対し、委託事務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他

一切の権利を侵害していないことを保証する。

(生成AIへの入力及び出力結果)

第13条 乙は、委託事務を処理するに当たり、生成AIを利用する場合には、委託事務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報を生成AIに入力してはならず、生成AIの出力結果を確認して修正することなく成果物として甲に提出してはならない。

(調査等)

第14条 甲は、乙の委託事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して乙に適正な履行を求めることができる。

2 乙は、特別な理由がない限り、前項の調査又は報告に応じることとし、この契約の終了後も、この契約が終了する日（以下「契約終了日」という。）の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。

(検査及び引渡し)

第15条 乙は、委託事務が完了したときは、実績報告書〔成果物、完了報告書、収支精算書等〕を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定による提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に、委託事務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、委託事務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を委託事務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

4 成果物の引渡しは、第2項（第3項において準用する場合を含む。）の甲が合格の通知を発した日をもって完了したものとする。

(委託料の支払)

第16条 乙は、前条第4項の成果物の引渡し完了したときは、委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、請求書により前項の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(委託料の精算)

第16条の2 乙は、第15条第1項に規定する実績報告書の提出に併せて、委託料の精算を行わなければならない。

2 前項の精算の結果、委託業務に要した費用の額（以下「実績額」という。）が第4条に規定する委託料の額を下回るときは、同条の規定にかかわらず、実績額を委託料の額とする。

(危険負担)

第17条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(契約不適合責任)

第18条 甲は、成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。この場合において、委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する委託料の減額請求（以下「委託料減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、乙が、その材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

5 甲が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合の違約金)

第19条 乙の責に帰すべき理由により、履行期限内に契約を履行しないときは、乙は、違約金を甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、委託料につき年10.75パーセントの割合で計算した額とする。ただし、履行が可分の契約で委託料を分割して計算することができるときは、履行遅滞となった部分の委託料について計算した額とする。

(解除等)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第18条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 乙又はその代理人その他の使用人が監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。

第20条の2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の

入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めるとき。

(2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

第20条の3 甲は、第20条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

2 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約が解除された場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

3 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

5 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既済部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

6 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

（暴力団等の排除）

第21条 甲は、第23条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したとき、又は第9条に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第22条 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

2 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行かせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第23条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第24条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

（適正な労働条件の確保）

第25条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（遅延利息）

第26条 乙は、第19条第1項又は第20条の3第2項の規定による違約金を甲が指定する期限までに納付できない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年3パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

（賠償の予約）

第27条 乙は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、委託料の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。委託事務が完了した後も同様とする。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（氏名等の公表）

第28条 甲は、乙が関係法令若しくは契約事項に違反するとき又は第14条第1項の規定による調査等に誠実に応じないときは、その旨及び乙の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）その他甲が必要と認める事項を公表することができる。

2 前項の公表は、当該事案が悪質又は重大である場合その他甲が必要と認める場合において実施するものとする。

3 前2項の規定は、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、適用があるものとする。

(帳簿等の備付け)

第29条 乙は、当該委託事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、これらの書類を保存しなければならない。

(管轄裁判所)

第30条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第31条 この契約書に定めのない事項については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県
兵庫県知事 印

乙 [所在地]
[名称]
[代表者の職氏名] 印

誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者とししないこと
- 4 上記1、2及び3に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

年 月 日

兵庫県知事 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

電 話 () ー 番

電子メール

【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、乙の(又は「甲の」)〇〇〇事務所内△△△室において行うものとし〔又は「契約書において定めた場所で行うものとし」〕、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は委託事務の一部を第三者(乙の子会社を含む。)に委任し、又は請け負わせ(以下「再委託等」という。)てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等(以下「再委託等に関する事項」という。)を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託等することができる。

2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後承認を得た第三者についても同様とする。

3 乙は、委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合(3次委託等)には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

4 再委託等する相手方の変更等を行うおとす場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為につ

いて、甲に対し全ての責任を負うものとする。

6 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第13 甲は、乙及び再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(遵守状況の報告)

第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求められない。

(損害賠償)

第17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

注1 「甲」は実施機関を、「乙」は事務の委託を受けたものを指す(以下「【契約書記載例】」において同じ。)

2 委託事務の実態に則して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略することができる。

3 第8については、本特記事項において個人情報を取り扱う場所を定める場合の例を基本とし、契約書本体において個人情報を取り扱う場所を定める場合の例を〔括弧書〕とした。

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。
(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置(以下「是正措置」という。)を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。(乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。)

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。(乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。)

(損害賠償)

第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表(第1関係)

労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (2) 労働組合法(昭和24年法律第174号)
- (3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)
- (8) 労働契約法(平成19年法律第128号)
- (9) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- (11) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

令和8年度ごみ処理長期広域化・集約化計画策定支援業務

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

年 月 日

兵庫県知事 様

所在地

名称

代表者職氏名

電話 () ー 番

電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

仕様書

1 業務名

令和8年度ごみ処理長期広域化・集約化計画策定支援業務

2 業務の目的

兵庫県では平成11年に「兵庫県ごみ処理広域化計画」を策定し、ごみ処理の広域化を推進してきた。また、令和6年に策定した「兵庫県資源循環推進計画」において、適正処理の確保及び効率的な資源循環の推進のため、ごみ処理広域化の方針を示している。

また、令和6年3月29日付け環循適発第24032923号「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（以下「広域化通知」という。）が発出され、令和9年度末を目途に都道府県が主体となって2050年度を目標とした長期広域化・集約化計画を策定することとされた。

令和7年度は兵庫県ごみ処理広域化・集約化協議会及び県内8ブロックにおけるごみ処理広域化・集約化協議会（地域部会）を開催し、ブロックごとの廃棄物処理体制の検討を行った。また、ごみ排出量等の将来予測は、兵庫県資源循環推進計画にて目標として定めた令和12年度の1人1日当たりのごみ排出量を踏まえ、人口推計を基にして実施した。

令和8年度は、令和7年度に設定した8ブロックにおいて各3回地域部会を開催するとともに、以下の整理を行い、計画の策定を進めることを目的とする。

3 業務内容

(1)ごみ排出量等の将来予測

令和7年度に実施した将来予測に加え、より原単位が減少するケースにおけるごみ排出量等の将来予測を実施する。なお、ごみ排出量とは家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量及び資源ごみ量とする。

(2)ブロックごとの廃棄物処理体制の検討

地域部会や市町からの意見を踏まえ、広域化ブロックごとの廃棄物処理体制（廃棄物処理施設の種類ごとの整備に係る方向性）を検討する。なお、対象とする廃棄物処理施設は一般廃棄物に係る焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化施設、最終処分場及びし尿処理施設とする。

(3)ごみ処理広域化・集約化協議会地域部会のための資料作成

県内の8ブロックにおいて各3回地域部会を開催するものとし、地域部会及びの資料作成及び印刷を行う。ただし、地域によっては回数を減らして開催する。

なお、地域部会の開催に当たっての必要な事務・市町等への連絡・調整及び会場の確保・費用負担は兵庫県が行うものとする。

(4)地域部会のとりまとめ及び協議会の資料作成支援

(1)～(3)で評価・検討した結果をとりまとめた協議会資料の作成を支援する。

(5)長期広域化・集約化計画案の作成

(1)～(4)で評価・検討した結果等をもとに、地域部会や市町からの意見を踏まえ、長期広域化・集約化計画案を作成する。なお、作成にあたっては、他府県の事例も参考にすること。

4 実施状況の報告

(1)進捗状況報告及び協議

委託期間中、業務の進捗にあわせて、随時、途中経過の報告を行うこと。また、委託者から業務進捗状況等の報告を求められた時は、速やかに報告すること。

(2)業務報告書及び納期

① 業務報告書

業務報告書（A4） 2部（電子データ格納CD-R 1枚）

② 納期

令和9年3月24日（水）

5 契約期間

契約締結の日から令和9年3月24日（水）まで

6 その他留意事項

(1)著作権等の取扱い

①成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は兵庫県が有するものとする。

②成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(2)帳票類及びデータの取扱い

帳票類及びデータ引き渡し及び受け渡しは、環境整備課において行う。

本業務で収集したデータ、委託者が引き渡すデータ及びデータを記した帳票類（以下「帳票類」という。）を取り扱う場所は、受託者が管理するデータ入力作業場所又はデータ保管場所（以下、「データ入力作業場所等」という。）に限る。ただし、委託業務関係者が、感染症対策に伴う出勤抑制等によりテレワークを実施する場合で、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

※データ入力作業場所とは、データ入力作業のための機器等を常時設置し、技術者が実際にデータを取り扱う場所をいう。また、データ保管場所とは、委託業務関係者以外がデータにアクセスできないよう管理された保管場所をいう。

(3)契約書に定める事項の遵守及び機密保持

契約書に定める事項を遵守し、業務上知り得た内容及び秘密は、他に漏らしてはならない。

(4)別途協議

本仕様書に記載のない事項等、疑義のある場合は、別途協議し定めるものとする。